

議案第 30 号

所沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

所沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 20 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額について、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



所沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

所沢市国民健康保険条例（昭和 3 4 年告示第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「4 0 万 8 千円」を「4 8 万 8 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の所沢市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。